

多治見市工業用L Pガス及び電気価格高騰対策支援金

【受付期間】

令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで
※期限を過ぎた申請は、受付できませんので十分ご注意ください。
※予算が無くなり次第終了（先着順）

【受付方法】

1 申請書類の提出 **別表1-1・1-2をご確認ください**

申請書類の提出は、**窓口でのみ**受付します（郵送受付不可）

＜申請先＞

〒507-8703

多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市役所本庁舎1階 商工観光課 窓口

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

① 多治見市のホームページからダウンロード

(<https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/sangyo/shokogyo/yushi/korona.html>)

② 多治見市役所本庁舎1階 商工観光課窓口で配布



【お問合せ先】

○多治見市役所 商工観光課 企業支援グループ

電話番号：0572-22-1252

受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始除く）



多治見市マスコットキャラクター うなぎっば

注 意 事 項

今回の多治見市工業用ＬＰガス及び電気価格高騰対策支援金（以下「支援金」という）の交付については、複数回申請はできません。

その他、下記事項についても十分ご承知のうえ申請をお願いします。

- 1 支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は支援金の全額返還の支払いに応じていただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 2 支援金に関する書類、帳簿等は、当該支援金交付を受けた日の属する年度の翌年度以後５年間保存してください。
- 3 審査にあたって、追加提出書類を求めることがあります。

多治見市工業用ＬＰガス及び電気価格高騰対策支援金 申請受付要項

令和８年 ８月 １日

支援金は、原油及び電気価格が高騰している状況において、地場産業を営む中小企業者等の負担を軽減し、事業の維持を図ることにより、地域経済の安定に資することを目的として交付します。

記

■対象事業者

対象事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等であって、今後も市内において事業を継続する意思があるものとする。

１ 陶磁器・同関連製品製造業者（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）で自社窯を保有し、かつ、工業用ＬＰガス及び電気を窯の燃料として使用するものであること。

２ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。

３ 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員等でないこと。

■支援金の額

対象事業者の令和７年８月１日から令和８年７月３１日までの期間のうち任意の２か月の工業用ＬＰガス等の使用分に係る支払額（消費税及び地方消費税相当額を除く）の合計額の２分の１の額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、工業用ＬＰガス使用分又は電気使用分のいずれか高い金額（上限は40万円）とする。

※２か月分は連続している必要はありません。

例）令和７年10月使用分に係る支払額 50万円

令和７年12月使用分に係る支払額 40万円

90万円×２分の１＝45万円⇒40万円（上限）

■申請に必要な書類

- 【別表１－１（申請書類について）】において該当するものを添付して申請してください。なお、提出書類は片面印刷Ａ４サイズに統一してください。
- 交付申請書（様式第１号）の代表者名（氏名）欄は代表者本人が自署（手書

き)する場合、代表者印の押印は不要です。自署以外(ゴム判やパソコン等で作成のもの)は代表者印を押印してください。

- 誓約書、市税等納付状況確認同意書の記名押印の取扱いは交付申請書同様です。
- 交付請求書(様式第3号)は代表者印の押印は不要です。
- 【別表1-2(申請書類チェック表)】に☑チェックを記入のうえ、各種申請書類と一緒にご提出してください。
- 交付要件を満たさない恐れがある場合は、その他の書類の提出及び説明を求めることがあります。